

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成28年3月4日（金曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農地の買受適格証明に対する意見について
- (7) 議案第6号 農用地利用集積計画の承認について
- (8) 議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (9) 議案第8号 関市農業委員の辞任の対する同意について
- (10) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（28名）

1番 早川 英雄 君	2番 早川 誠一 君	3番 佐藤 久雄 君
4番 早川 清治 君	6番 佐藤 善一 君	7番 清水 宗夫 君
8番 兼村 正美 君	9番 石木 治男 君	10番 後藤 利彦 君
13番 杉山 徳成 君	15番 山田 晴重 君	16番 亀山 浩 君
17番 安田 孝義 君	18番 篠田 泰道 君	19番 横井 文雄 君
20番 中島 利彦 君	21番 増井 賢一 君	22番 加藤政比古 君
23番 土屋 尊史 君	25番 野村 茂 君	26番 長屋 芳成 君
27番 日置 香 君	29番 相宮 千秋 君	30番 永井 博光 君
31番 岡田 忠敏 君	32番 伊佐地鐵夫 君	34番 漆畑 和子 君
35番 岩田 幸子 君		

○欠席委員（7名）

11番 大澤 慶一 君	12番 八木 豊明 君	14番 村井 由和 君
24番 神山 博和 君	28番 藤川 勝 君	33番 川村 信子 君
36番 鷺見 勇 君		

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	玉田 和久 君	農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君
農業委員会事務局主任主査	加藤 京子 君	洞戸事務所 課長補佐	足立庄三郎 君
板取事務所 主任主査	長屋 守世 君	武芸川事務所 主査	松井 信弘 君
武儀事務所 主査	猿渡 香織 君	上之保事務所 主査	加藤光太郎 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに佐藤善一会長からご挨拶をお願いします。

○議長（佐藤善一君） 春というのは別れの時期でもあり、今日出席の玉田課長も、この会議が最後になります。長年、農政にたずさわっていただきまして、寂しい感じでもありますがこれからの第2の人生を頑張っていたきたいと思います。

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、事務局長にあいさつをお願いします。

○事務局長（玉田和久君） わたくしこの3月で定年退職をむかえることになりました。37年間市役所に勤めましてほとんどを農政で過ごしてまいりました。皆様方には大変お世話になりました。厚くお礼を申し上げます。

この4月から農業委員会法の改正もありますし、転作の制度もあと2年で変わることとなります。色々と大変な時期に職を退くのは心苦しいですが、皆様には今後ともご協力願います。

○議長（佐藤善一君） それでは、ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。本日は、11番 大澤慶一委員、12番 八木豊明委員、14番 村井由和委員、33番 川村信子委員、36番 鷲見 勇委員が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

4番 早川清治委員、8番 兼村正美委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページからになります。

最初に議案の訂正があります。1番、2番の譲受人の理由ですが、農業経営の拡大ではなく新規就農に訂正願います。

それでは1番の案件ですが、位置図は1ページになります。

所有権移転で申請地は、肥田瀬地内、長良川鉄道関富岡駅の南東360mほどなどに位置する農振農用地である田2筆、3036㎡です。

譲受人は、まこと工業にてハウレンソウの栽培経験があり、申請地を譲り受け、新規に農業経営を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

2番の案件は位置図が2ページになります。

所有権移転で申請地は、肥田瀬地内、長良川鉄道関富岡駅の南東640mほどなどに位置する農振農用地である田、2筆2240㎡です。

譲受人は、1番の譲受人と同一人物であり、申請地を譲り受け、新規に農業経営を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

3番の案件は位置図が3ページになります。

所有権移転で申請地は、下白金地内、下白金公民センターの東北東310mほどに位置する畑、2筆118㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

2月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

4番の案件は位置図が4ページになります。

所有権移転で申請地は、山田地内、山田公民センター北東170mほどに位置する田、1807㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大をしたいというもの。譲渡人は、相続により申請地を取得したが農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

5番の案件は位置図が5ページになります。

所有権移転で申請地は、武儀下之保地内、道の駅平成の北東480mほどに位置する畑、238㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大をしたいというもの。譲渡人は、市外に居住しており農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

2月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの5件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 2番（早川誠一君） 1番、2番について異議ありません。
- 16番（亀山 浩君） 3番について異議ありません。
- 17番（安田孝義君） 4番について異議ありません。
- 21番（増井賢一君） 5番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） それではこれより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。
（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号について原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

ありがとうございました。

議案第1号の5件につきまして原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第2号農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は3ページになります。

1番の案件は位置図が6ページになります。

申請地は、段下地内、倉知小学校の北北東90mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が畑一

部雑種地、235㎡です。

申請人は、申請地を相続により取得したが、家族で所有している複数台の車置き場に困っており、申請地に駐車場及び倉庫を建築したいというものです。

2月15日に現地確認をしたところ、畑一部雑種地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が7ページになります。

申請地は、山田地内、山田公民センター東南東200mほどに位置する畑、345㎡です。

申請人は、現在申請地の北隣に居住しており、申請地に店舗を建築し喫茶店を経営したいというものです。

2月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

3番の案件は位置図が8ページになります。

申請地は、下白金地内、関市上水道白金水源地の北北東160mほどに位置する田、553㎡のうち北側の123.36㎡です。

申請人は、申請地の一部を嵩上げし畑として利用したいというものです。

2月15日に現地確認をしたところ、田で地性有り確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

4番の案件は位置図が9ページになります。

申請地は、武儀下之保地内、武儀西小学校の西北西500mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地2筆、121㎡です。

申請人は、長男が同居することにより駐車場が手狭になるため、申請地を駐車場として整備したいというものです。

2月15日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

5番の案件は位置図が10ページになります。

申請地は、武芸川町谷口地内、武芸小学校の北東500mほどに位置する畑2筆、650㎡、登記地目が原野、現況地目が畑76㎡です。

申請人は、申請地に太陽光発電施設を整備したいというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

2月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上5件について、ご審議をお願いします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 7番（清水宗夫君） 1番について異議ありません。
- 17番（安田孝義君） 2番、3番について異議ありません。
- 21番（増井賢一君） 4番について異議ありません。
- 29番（相宮千秋君） 5番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜

県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第2号の5件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に議案第3号農地法第5条第一項の規定による許可申請の意見についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）議案第3号農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は5ページからになります。

1番の案件は位置図が11ページになります。

所有権移転で申請地は、神明町1丁目地内、稲ログランドの北東210mほどに位置する畑、327㎡です。

譲受人は、申請地西側に住む母親の息子であり、母親宅には駐車場がないため、申請地を譲り受け、駐車場及び庭を整備したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

2月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が12ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、明生町2丁目地内、桜ヶ丘小学校の北西260mほどに位置する登記地目が雑種地、現況地目が畑、205㎡です。

使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており、家族が増え手狭になってきたため、申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、息子である使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

2月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から20年間としています。

3番の案件は位置図が13ページになります。

所有権移転で申請地は倉知地内、倉知小学校の南西380mほどに位置する登記地目が田、現況地目が宅地、222㎡です。

譲受人は、農業を専業としており、申請地を譲り受けて申請地とその東隣の土地に農業用倉庫と自己用住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

2月15日に現地確認をしたところ宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

4番の案件は位置図が14ページになります。

所有権移転で申請地は、倉知地内、倉知小学校の西490mほどに位置する田、869.93㎡のうち459.93㎡です。

譲受人は、不動産業を営んでいる法人であり、申請地を譲り受けて、宅地分譲したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、遠方に居住しており農業経営が困難のため、申請地を

譲り渡すというものです。

2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

5番の案件は位置図が15ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、倉知地内、下倉知公民館の西南西490mほどに位置する田2筆、2545㎡です。

賃借人は、砂利採取業を営んでおり、申請地を借り受け、砂、砂利、玉石等の採取をしたいというものです。賃借人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

賃貸借の期間は、許可日から1年としています。

なお申請地への進入路については、1月の総会にて審議され2月12日に許可された案件で、具体的には、今回の申請地の西側の田と市道へ繋ぐ田が、今回の賃借人と同じ法人により許可されていますので申し添えます。

資料に訂正がございます。議案6ページの次の6番の備考欄の譲受人と譲渡人が逆になっておりました。具体的には、譲受人がエグチホールディングス、譲渡人が日本研削(株)でしたので、訂正しお詫び申し上げます。

6番の案件は位置図が16ページになります。

所有権移転で申請地は倉知地内、248号バイパス倉知東交差点の東北東410mほどなどに位置する田3筆、3425㎡のうち322.08㎡です。

譲受人は、建築土木業等を営んでいる法人であり、申請地の東隣の農地にて太陽光発電設備設置用地として整備しようと考えており、その際その計画地内にある水路の補修工事を地元要望として受けたため、既存の道路では工事資材を運べないため、赤道に加え土地を寄付し自費工事により道路拡幅工事をしたいというものです。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

2月15日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

事業計画変更の1番の案件と同時許可になります。

7番の案件は位置図が17ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、下有知富士神社の北北東240mほどに位置する畑604㎡です。

譲受人は、申請地の西隣に居住しており、申請地を譲り受けて、子ども用の住宅及び駐車場を整備したいというものです。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

8番の案件は位置図が18ページになります。

所有権移転で申請地は、池尻、広見地内、東海北陸自動車道広見IC入口より、南南西310mほどに位置する田、1497㎡、登記地目が田、現況地目が山林2筆187㎡、畑806㎡、登記地目が畑、現況地目が原野4筆1152㎡及び登記地目が畑、現況地目が山林15筆2884.77㎡、計23筆 6526.77㎡です。

譲受人は、申請地の東側にて各種機械工具及び部品の製造販売を業とする法人であり、事業拡張により工場を増設するため、申請地を譲り受けて、工場及び従業員駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、申請地が生産性の低い農地であったため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

2月15日に現地確認をしたところ、田畑一部山林原野であったため始末書の添付があります。農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地等に該当しているため、第2種農地と判断します。

なお、今回造成部分の面積は、9172㎡になり、都市計画法29条の開発許可案件になります。9番の案件は位置図が19ページになります。

所有権移転で申請地は、小瀬地内、赤土坂公民センターの北北東290mほどに位置する田969㎡です。

譲受人は、不動産及び飲食店を経営している法人であり、申請地を譲り受けて、宅地分譲用地として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

10番の案件は位置図が20ページになります。

所有権移転で申請地は、小瀬地内、東海北陸自動車道関サービスエリアの北東70mほどに位置する田449㎡です。

譲受人は、娘のために申請地を譲り受けて、宅地造成をしたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

11番の案件は位置図が21ページになります。

所有権移転で申請地は、上白金地内、下白金公民センターの東北東320mほどに位置する畑2筆、44.84㎡です。

譲受人は、不動産業及び飲食店を営んでいる法人であり、申請地を譲り受け、申請地の東隣の宅地とともに建売分譲住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応じて申請地を譲り渡すというものです。

2月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

12番の案件は位置図が22ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川町小知野地内、小知野公民館の北東220mほどに位置する田208㎡です。

譲受人は、現在申請地の北側に居住しており、駐車場が大変狭く手狭なため、申請地を譲り受けて駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、現在市外に居住しており、農業経営が困難なため譲受人の要望に応じて申請地を譲り渡すというものです。

2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

13番の案件は位置図が23ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、武芸川町跡部地内、武芸川中学校の南西380mほどに位置する

登記地目が田、現況地目が雑種地、940㎡です。

使用借人は、自動車板金・塗装・修理業を営んでいる法人であり、現在申請地の南側にて板金・塗装等をしているが、手狭になってきたため、申請地を借り受けて、自動車及び塗装機械置き場として整備したいというもの。使用貸人は、使用借人である法人の役員等であり、使用借人の要望に応じて申請地を貸しつけるというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

2月15日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地区域内にある農地のため第1種農地と判断しますが、集落接続に該当するため、許可相当と考えます。

以上、所有権移転に関するもの10件、使用貸借権の設定に関するもの1件、賃貸借権の設定に関するもの2件、計13件につきまして、ご審議をお願いいたします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 7番（清水宗夫君） 1番、2番について異議ありません。
- 10番（後藤利彦君） 3番、4番、5番、6番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） 7番について担当委員より異議なしと伺っています。
- 13番（杉山徳成君） 8番、9番、10番について異議ありません。
- 16番（亀山 浩君） 11番について異議ありません。
- 29番（相宮千秋君） 12番について異議ありません。
- 30番（永井博光君） 13番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） それではこれより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の13件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号事業計画変更の承認について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第4号農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は14ページになります。

1番の案件は位置図が24ページになります。

所有権移転で申請地は倉知地内、248号バイパス倉知東交差点の東北東410mほどなどに位置する田3筆、3425㎡のうち322.08㎡です。

当初事業計画者は、昭和45年11月27日に5条許可にて、申請地及びその西隣一体に刃物工場、駐車場、事務所及び社宅を整備する予定であったが、資金調達に難があり計画がとん挫していたというもの。変更後の事業計画者は、建築土木業等を営んでいる法人であり、申請地及びその東隣の農地にて太陽光発電設備の設置を計画しており、その計画地内にある水路の補修工事を地元要望として受けたため、既存の道路では工事資材を運べないため、赤道に加え土地を寄付し自費工事により道路拡幅工事をしたいというものです。

2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

5条の6番の案件と同時許可になります。

2番の案件は位置図が25ページになります。

期間の延長で申請地は、下有知地内、あかつき幼稚園の南西420mほどに位置する農振用地である田、3852㎡です。

当初事業計画は、申請地にて平成26年1月28日4条許可により2年間の粘土採取をする予定であったが、日本瓦の需要減により粘土需要も少なくなってきたため、当初計画した2年間で粘土採取ができなかったというもの。変更後の事業計画は、前回の申請期間である2年でできなかった粘土採取を残りの1年間に採取したいというものです。

2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

以上2件のご審議をお願いいたします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 10番（後藤利彦君） 1番について異議ありません。
- 11番（大澤慶一君） 2番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） それではこれより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の13件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農地の買受適格証明に対する意見について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）

民事執行規則第33条の規定に基づき、下記農地の買受適格証明願いがあったので、意見を求めます。

議案は15ページになります。

1番の案件は位置図が、26ページになります。

申請地は、東本郷地内、中濃厚生病院の南東220mほどに位置する農振農用地である田3筆、4585㎡のうち3430㎡です。

申請人は、競売地を取得して、農業経営の拡大をしたいというものです。

競売の入札期間は、平成28年3月1日から3月8日までです。

2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しております。

2番の案件は位置図が26ページになります。

申請地は、東本郷地内、中濃厚生病院の南東220mほどに位置する農振農用地である田3筆、4585㎡のうち3430㎡です。

申請人は、競売地を取得して、農業経営の拡大をしたいというものです。

競売の入札期間は、平成28年3月1日から3月8日までです。

2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性有と確認しております。

3番の案件は位置図が27ページになります。

申請地は、植野地内、植野公民館の北西270mほどに位置する田、1958㎡です。

申請人は、競売地を取得して、農業経営の拡大をしたいというものです。

競売の入札期間は、平成28年3月1日から3月8日までです。

2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しております。

4番の案件は位置図が28ページになります。

申請地は、東本郷地内、中濃厚生病院の南東220mほどに位置する農振農用地及び農業施設用地である登記地目が田、現況地目が雑種地2筆、3428㎡のうち1155㎡です。

申請人は、競売地を取得して、農機具及び農産物保管庫としての農業用倉庫の建築など農業用施設として整備したいというものです。

競売の入札期間は、平成28年3月1日から3月8日までです。

2月15日に現地確認をしたところ、雑種地でした。

1番と4番の案件はともに平成27年ケ第152号の案件で同時許可案件になります。

5番の案件は位置図が28ページになります。

申請地が東本郷地内、中濃厚生病院の南東220mほどに位置する農振農用地及び農業施設用地である登記地目が田、現況地目が雑種地2筆、3428㎡のうち1155㎡です。

申請人は、競売地を取得して、農業用資材置場の建設など農業用施設として整備したいというものです。

競売の入札期間は、平成28年3月1日から3月8日までです。

2月15日に現地確認をしたところ、雑種地でした。

2番と5番の案件はともに平成27年ケ第152号の案件で同時許可案件になります。

6番の案件は位置図が29ページになります。

申請地は、倉知地内、山崎公民館の南100mほどに位置する畑2筆、807㎡及び登記地目が畑、現況地目が雑種地、60㎡です。

申請人は、申請地の東隣にて刃物製造業を営んでおり、競売地を取得して、駐車場及び資材置場として整備したいというものです。

競売の入札期間は、平成28年3月1日から3月8日までです。

2月15日に現地確認をしたところ、畑一部雑種地でした。

以上、6件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号について、3条関係分が3件の許可、5条関係分が3件を原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第5号の3件の許可、5条関係分の3件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第6号農用地利用集積計画の承認について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は17ページになります。

21ページの設定移転を受ける者というところですが33、34、35、次のページでは48番までの榎矢倉さんですが、そとは解除条件付きの設定ですが、備考欄にその旨を記載することを忘

れていました。法人ですと解除条件付きでなくてはなりませんのでご了承願います。

それでは説明させていただきます。

使用貸借権の設定に関するものについて新規34筆25件、更新2筆2件、賃貸借権の設定に関するもの新規58筆27件、更新25筆18件の承認を求められています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

地目は、田が114筆150423㎡、畑が5筆6586㎡です。

地区は、洞戸大野、肥田瀬、黒屋、上白金、下白金、山田等の21地区です。

なお、解除条件付き使用貸借については、榑矢倉さん24筆、17851㎡です。

設定を受ける方は、岐阜県農畜産公社ほか70件です。

なお、解除条件付き貸借について少し説明をさせていただきます。平成21年の農地法改正以前から、個人や農業生産法人は、農地の所有権や賃借権等の使用収益権の取得が認められていますが、個人や農業生産法人以外の法人が21年の法改正以後には農地を解除条件付きで借りる場合に限り、貸借の権利が取得できるようになっております。

ちなみに、この解除条件付きの許可を受けた場合には、毎事業年度終了後3ヶ月以内に農地の利用状況の報告書を農業委員会に提出する義務があり、農業委員会は、農地を適正に利用しているか確認を確認します。

また、①周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合 ②地域の農業者と適切に役割分担し、継続的・安定的な農業経営を行っていない場合 ③法人の業務を執行する役員のうち誰も農業経営に常時従事していない場合 などには、相当の期間を決めて勧告をするとともに、その勧告に従わない場合や農地の利用者が農地を適正に利用してないにも関わらず、貸し手が契約を解除しない場合には、農地法3条の許可の取り消し、または基盤強化法の農地利用集積計画（利用権設定）を取り消すこととなります。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）農用地利用集積計画について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第6号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第6号について原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第7号相続税の納税猶予に関する適格者証明について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることの証明申請がありましたので、意見を求めます。

議案は25ページになります。

申請地は、堅切南及び東本郷地内の現況地目が田4筆、6074㎡、相続開始日は平成27年10月22日について承認を求められています。

相続税の納税猶予制度につきましては、農地を農業目的で使用している限りにおいては、到底実現しない高い評価額により相続税が課税されてしまうと、農業を継続したくても相続税を払うために農地を売却せざるを得ないという問題が生じるため、自ら農業経営を継続する相続人を税制面から支援するために、昭和50年度に相続税の納税猶予制度が設けられました。従来、相続税の納税猶予制度は、相続人自ら農業の用に供する場合のみを対象としていましたが、農地の効率的な利用を

促進する観点から、市街化区域以外の農地に限り、農地中間管理事業、農地利用集積円滑事業、利用権設定等促進事業等の特定貸付を行った場合についても、平成21年度の改正より適用できるようになりました。

被相続人（亡くなられた方）の要件としては、①死亡の日まで農業を営んでいた人 ②農地等を生前一括贈与して贈与税の納税猶予の特例に係る贈与者 ③特定農地貸付は営農困難時貸付を行っていた人であり、また、相続人の要件としては、相続した農地（耕作権を含む）で、引き続き自ら農業経営を行う人（関市内か近隣にお住まいの方）であり、対象となる農地としましては、被相続人が死亡の日まで、自ら農業の用に供していた農地のみで、物置、通路、作業場など作付けできない部分は除かれ申告の期限は、被相続人の死亡の日から10カ月以内に税務署に相続税の申告を行うことです。

農業委員会の証明については、相続税の納税猶予の特例を受けようとする場合、農業委員会の「適格者証明」が必要となりますが、農業委員会はいくまでも証明書を発行する機関で、それだけで自動的に納税が猶予されるわけではありませんので、必ず税務署で特例を受けるための申告を行っていただきます。

ちなみに過去の総会資料を調べてみますと、平成21年6月の関市中央農業委員会の総会にて審査して以来、昨年11月4日の総会につづく案件になります。

ご存知の方もいると思いますが、平成27年1月1日から相続税の基礎控除額が6割に減らされており、改正前は相続税の申告割合は4%（100人亡くなると4人）程度でしたが、この改正により、6%程度に上がり、特に大都市圏では影響が大きく、戸建の家を持っていると相続税がかかると言われるほどです。

- 議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員より説明をしていただきます。
- 8番（兼村正美君） 異議ありません。
- 9番（石木治男君） 異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案7号相続税の納税猶予に関する適格者証明について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第7号について原案のとおり本人に許可することといたします。

次に、議案第8号関市農業委員の辞任に対する同意について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）議案第8号関市農業委員の辞任に対する同意についてでございます。

神山博和委員と藤川勝委員より、2月のはじめに佐藤会長に、体調不良の理由により辞職願が出され、2月10日会長、課長、長尾により、事情を聞かさせていただきました。

神山委員におかれましては、平成26年11月に急性心筋梗塞を患われ、2本の動脈がつまり、体調は大変よくないというのが辞職の理由でございました。

また、藤川委員におかれましては、けがをされまして体調不良のため辞職したいとの説明を受けました。

この状況を踏まえ2月29日付けにて辞職願を提出されました。

選挙による農業委員の辞任に関しましては、農業委員会等に関する法律第16条には、《委員又は会長は、正当な理由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる。》とありま

して、辞任の要件としましては、①辞任について正当な理由があること ②農業委員会の同意があること。この同意については、辞任申出者を除く出席委員の過半数の賛成があることとあります。

なお、辞任による補欠選挙については、公職選挙法第113条1項には、選挙による委員に欠員を生じた場合、選挙による欠員数が当選人の不足数と合算しても、なお選挙による委員の定数の5分の2を超えない場合には、補欠選挙を行わないとありまして、仮に神山委員と藤川委員の辞職にともない第5選挙区は定数7のうち欠員が2名となり、5分の2を超えるには3名の欠員に達した場合になりますので、補欠選挙は行われませんので申し添えさせていただきます。

以上ですが、神山、藤川両委員の辞任についてご審議、同意をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）ただいま、事務局から説明がありましたように、大変残念な状況でございました。私もお二人に個別にそれぞれお会いいたしましてお話を聞きました。神山委員につきましては集落営農を立ち上げるために大変お骨折りをいただき私がやっております集落営農に代表の方数名がお話を聞きにいらっしゃいましたがそれにかかる熱意がすごい方だと思っておりました。しかし、現在、薬を一日約20種類服用しているような生活を送っておられます。膠原病という難病も患っておられます。そういう中で委員を続けていくことは難しいとのことでした。

藤川委員は先だって、中濃病院に入院されました時にお見舞いに行かさせていただきましたが、退院された今でも、まだ体調が良く無いとのことでした。ご本人も辞任の意思が固く、これもやむを得ないかなと思っております。

今、事務局から説明がありましたので、この件につきまして何か質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第8号関市農業委員の辞任に対する同意について、原案のとおり同意することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第8号について原案のとおり同意することといたします。

続きまして報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局から説明を頂きます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出 賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。議案は22ページになります。

今回1件の届出があります。

番号1の案件は賃借人が亀山美和さんです。

小瀬地内の田 1筆 969㎡です。

合意解約日は、平成28年2月12日です。

○議長（佐藤善一君）以上をもちまして議案の審議は全て終了いたしました。その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）次回の総会は4月7日午後3時から関市武芸川事務所3-2会議室です。

また、3月の主な行事予定は、3月17日が転用申請等受付締切日で、3月18日、22日が転用申請等現地確認日で3月28日が農業会議答申日です。

○議長（佐藤善一君）これをもちまして閉会といたします。ご苦勞様でございました。

午後10時40分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野 1 6 6 5 番地

㊟

4 番 関市迫間 2 9 1 8 番地 1

㊟

8 番 関市坂下町 4 7 番地

㊟
